

習志野市給食費に関する規則の概要について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度の給食費につきましては、「習志野市立学校等の給食費に関する規則」（令和3年4月1日施行）に基づき決定しておりますので、この概要についてお知らせいたします。

記

1. 給食費の額 ※令和3年度は変更なし
幼稚園、小学校(低学年・高学年)、中学校及び教職員の各区分に応じた1食あたりの額を定め、給食の実施回数に乗じた額を請求額としています。
1食あたりの金額は、

幼稚園、小学校低学年	280円	
小学校高学年	330円	
中学校、教職員	365円	です。
2. 「遅延損害金」について（「習志野市立学校等の給食費に関する規則（第7条）」）
給食費を滞納（納期を過ぎて給食費を納付）した場合、民法に規定する法定利率による遅延損害金が発生します。
3. 給食費の調整（「習志野市立学校等の給食費に関する規則（第9条）」）
次の場合には、給食費の額を減額又は調整します。
 - ① 食物アレルギー（牛乳）で牛乳が飲めない場合、1本分の牛乳代金を減額します。ただし、牛乳飲用以外のアレルギーは対象外です。
 - ② 学校保健安全法第20条（インフルエンザなどの感染症）による学校・学級閉鎖の場合の欠食分は減額します。ただし、閉鎖が決定した日から3日後以降の欠食分が該当します。また、連続して5日以上給食の提供を受けることができない場合（疾病等）、転入学、転学その他の事由により年度途中から給食の提供が不要となった場合、個々に申し出がありましたら、申し出があった日から3日後以降（土、日、祝日を除く）の欠食分は対象となります。
（この場合、「習志野市立学校等給食停止（再開）届」の提出が必要となります）